

「小地域福祉活動の推進について  
検討する問題別委員会」からの報告  
平成28年1月

～これからの小地域福祉活動について～

# 「小地域福祉活動の推進について検討する 問題別委員会」設置の趣旨や役割

## 趣旨

- ・小地域福祉活動の今後のあり方について、より現状に即した提案をするため、小地域福祉活動実践者による、方針の検討を行う。

## 役割

- ・現在の小地域における課題を把握し、今後の小地域福祉活動について検討、協議する。
- ・本委員会で検討した内容について、地域福祉総合企画委員会へ報告する。

## 委員氏名(所属)

【委員長】 手島 洋(県立広島大学保健福祉学部人間福祉学科講師・学識経験者)

【副委員長】 上松 敏郎(船越地区社協会長・安芸区社協推薦)

【委員】 谷保 清美(中島地区社協地域福祉推進委員・中区社協推薦)

本谷 忠昭(上温品地区社協会長・東区社協推薦)※第1回のみ

古川 平三郎(牛田新町地区社協会長・東区社協推薦)※第2回から

小松 清志(比治山学区社協地域福祉推進委員・南区社協推薦)

兼重 雅宏(鈴が峰地区社協会長・西区社協推薦)

林 裕(毘沙門台学区社協事務局長・安佐南区社協推薦)

迫田 勲(小河内地区社協顧問・安佐北区社協推薦)

廣畑 村夫(美鈴が丘地区社協副会長・佐伯区社協推薦)

椿原 俊憲(市民児協副会長・市民児協推薦)

立石 義敬(市民児協副会長・市民児協推薦)

行廣 律江(広島市健康福祉局高齢福祉課専門員・行政)

渡邊 徳彦(東区社協事務局長・区社協)※平成26年度まで

泉谷 悦子(中区社協事務局長・区社協)※平成27年度から

【事務局】 福祉課: 鈴川福祉課長・村木地域福祉係長・完田主事・河内主事

# 検討経過

平成26年度

時期	全体の動き	
平成26年7月24日	第1回 問題別委員会	正副委員長互選 今後検討すべき課題について意見交換
平成26年8月20日	第2回 問題別委員会	地域の現状を委員から報告(近ミニ)
平成26年9月19日	第3回 問題別委員会	地域の現状を委員から報告(サロン、バンク、プラン)
平成26年10月31日	第4回 問題別委員会	地域の現状を委員から報告(地域福祉推進委員、福祉委員、助成金、組織構成)
平成27年2月9日	地区社協会長・地域福祉推進委員合同研究協議会	委員長から中間報告を行う。
平成27年2月24日	総合企画委員会	委員長から中間報告を行う。
平成27年3月27日	第5回 問題別委員会	平成27年度に向けての検討課題整理(各事業の進む方向性提示)

平成27年度

時期	全体の動き	
平成27年4月8日	区社協事務局長会議	検討課題整理表を提示し説明。
平成27年4月30日	第1回 地域担当者会議	区社協から地区社協等へ指示し、意見出しを依頼。→説明用資料を追加作成。
平成27年5月～6月	地区社協等へ説明	区社協から地区社協等へ説明。
平成27年7月28日	第2回 地域担当者会議	地区社協等からの意見の取りまとめと結果について協議。
平成27年8月20日	第6回 問題別委員会	地区社協等からの意見について検討(近ミニと高齢者地域支え合いモデル事業の関係)
平成27年9月8日	第7回 問題別委員会	地区社協等からの意見について検討(サロン、バンク、地域福祉推進委員、福祉委員)
平成27年9月～	市社協内部協議	市社協内で方向性を協議。
平成27年10月	地区社協役員等実践講座	方向性の内容や関連した実践を紹介。 ①高齢者地域支え合いモデル事業について ②介護予防・日常生活支援総合事業について
平成27年11月9日	第8回 問題別委員会	地区社協役員等実践講座報告 地区社協等からの意見について検討(プラン、拠点、助成金、組織構成)
平成27年12月14日	第9回 問題別委員会	最終報告書について検討
平成27年12月	区社協へ提示	最終報告書案を区社協へ提示する。
平成28年1月22日	総合企画委員会報告	委員長から最終報告を行う。
平成28年2月9日	地区社協会長・地域福祉推進委員合同研究協議会	委員長から最終報告を行う。

# 小地域福祉活動とは

# なぜ「地区社協活動」ではなく 「小地域福祉活動」と表現しているか？

1 地区社協のエリア(小学校区域)だけでは解決できない課題や、取り組みがあるため。

例) 町内会単位のほうがいいもの

近隣の小学校エリアと連帯して取り組んだほうがいいもの

2 地域でさまざまな課題解決や住民の交流活動に取り組んでいるのは、地区社協だけではなくなっているため。

例) 連合町内会      コミュニティ交流協議会

ボランティアグループ

NPO団体

地域包括支援センター

# それでも市・区社会福祉協議会は、 「地区社協」を応援します！

## 理由 ①

「地区社協」は、早いところは昭和27年から結成が進み、広島市における住民活動組織の代表として、地域団体を取りまとめ、行政との連絡窓口になるなど、

**活発に活動してきた歴史があるからです。**

全学区に結成されているこの組織率は、全国でも誇れるものです。  
先達に感謝したいと思います。

## 理由 ②

市社協が昭和62年から提唱した「福祉のまちづくり」をはじめ、現在の「新・福祉のまちづくり総合推進事業」にいたるまで、

脈々と「福祉」の取り組みを実践し、定着させている、という住民パワーがあるからです。

★ 広島市を住民一人ひとりが主役となった「ささえあいのまち」とするため、ともに協力しあいましょう。

# 「小地域福祉活動」(住民活動)の おもしろみは・・・

→目的を同じくして、いろいろなやり方ができる。

つまり、ささえあいのまちづくりに向けて、それぞれの地域に合ったやり方を工夫できる、ということです。

これが、今回の提案の基本的スタンスです。

# 項目

## 1. 小地域福祉活動の取り組み。

- (1) 近隣ミニネットワークづくり
- (2) ふれあい・いきいきサロン
- (3) 地区ボランティアバンク
- (4) 福祉のまちづくりプラン
- (5) 地区社協活動拠点

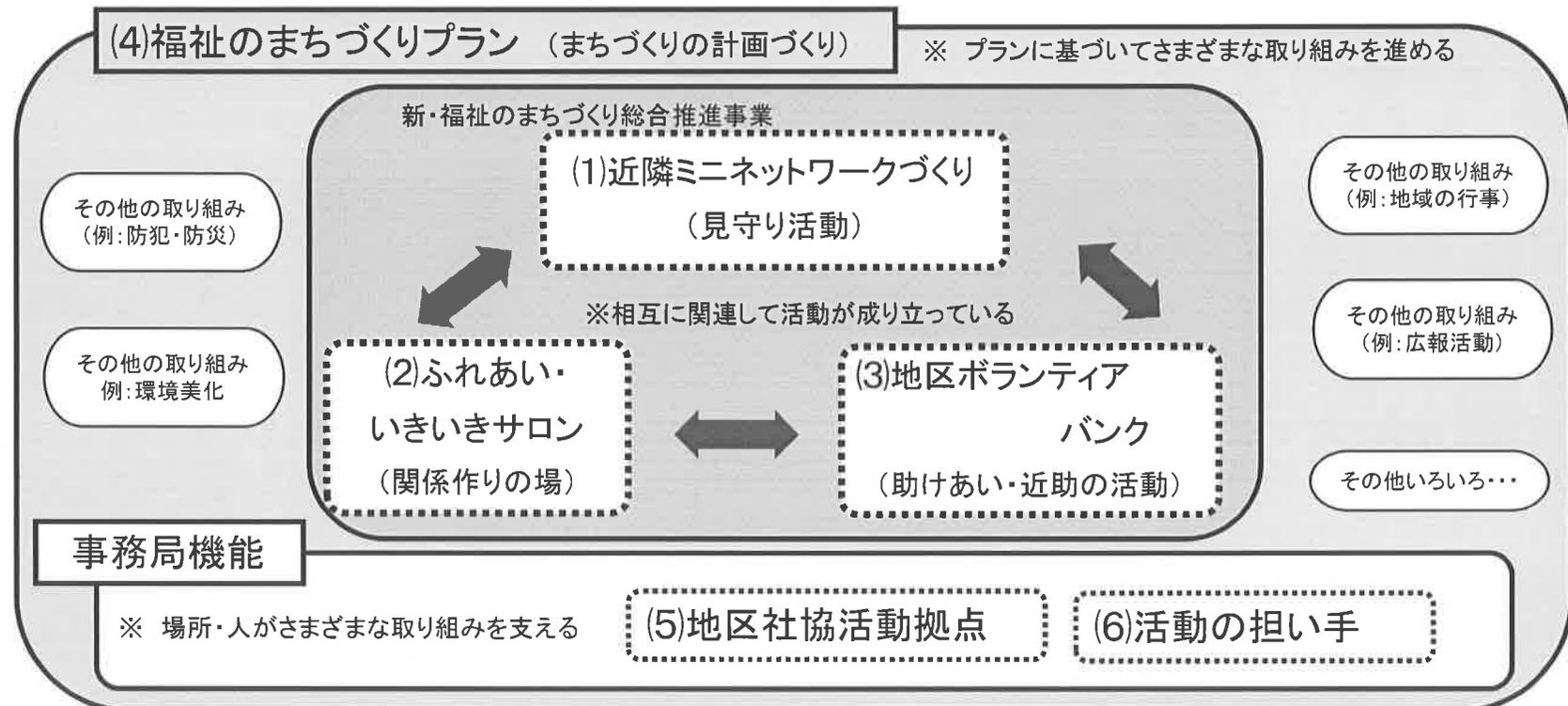
## 2. これら小地域福祉活動の取り組みを市社協・区社協が支えます。

- (1) 活動の担い手
- (2) 助成金
- (3) 最後に

# 1. 小地域福祉活動の取り組み。

# これからも「新・福祉のまちづくり総合推進事業」は 継続します！

《新・福祉のまちづくり総合推進事業((1)~(3))と(4)福祉のまちづくりプラン、(5)地区社協活動拠点、(6)活動の担い手等の関連イメージ図》



住民が「新・福祉のまちづくり総合推進事業」の、それぞれの取り組みの目的を再確認し、「いろいろなやり方ができる」、という小地域福祉活動のやりがい、達成感が味わえるよう、市・区社協は支援します。

また、新たな行政施策などを活用して、さらに取り組みが広がっていくよう助言し、支援します。

# (1) 近隣ミニネットワークづくり (見守り活動)

「近ミニ」と略すこともあります

# 成果

## ・見守りネットワーク数の増加

平成15年度	1,003件
~	
平成23年度	6,045件
平成24年度	7,656件
平成25年度	8,521件
平成26年度	7,550件

注)平成26年度に、件数が減少しているのは、平成26年度報告から近ミニのカウント数を、見守りネットワークを組んでいる数としたため。

- ・地区民児協と連携し、協力して見守り活動が推進できた。
- ・見守りを必要としている人をサロンや必要な制度サービスへつなぐことができた。
- ・見守りを必要としている人と近隣の人たちとの間に、日常的なつながりができた。
- ・事故の未然防止や災害時の連絡に役立った。

取り組みの目的・視点

地域からの孤立防止、  
変化の早期キャッチとつなぎ



《期待される効果》

隣近所が世代を超えて気かけあい、  
声かけあえるような地域づくりができる！

- 近ミニには、いろいろな取り組み方法があります。

例) 緊急連絡カードや救急医療情報キット、安心箱の配布・更新、  
コールセンター(電話)による安否確認、  
訪問型事業所や新聞配達業者との連携・・・

- 近ミニのよさは、住民の視点・感覚で気がかりな人を見守っていくことができることです。

同意が得られない人、町内会未加入の人、認知症の人、子どもや若年世帯など、どのように見守り活動を進めるか、住民との話し合いが必要です。

## ● 見守り活動には、本人同意が必要です。

住民活動としては、本人同意の得られる見守り活動をすすめてみましょう。  
本人同意を事前に得て、トラブルを未然に防ぎます。  
ただし、同意を得られない人に対する、さりげない見守りもあります。

## ● 見守る方の育成も必要です。

（見守る方は善意の助け手です。）

見守る方を福祉委員やボランティアとして位置付ける地区もあります。  
名称はともかく、見守る方を地域で増やしていくことが、互いを気にか  
けあう地域づくりにつながります。

## ■ 市・区社協としては・・・

- ・ 地域では、近ミニの活動を通して気がかりな人を支援し、地域とのつながりの再構築に取り組んできました。  
市社協・区社協としては、今後も近ミニを維持します。
- ・ さらに「高齢者地域支え合いモデル事業」や「災害時要援護者避難支援事業」の取り組みとも協力し合い、新たなネットワーク組織づくりを通して、住民組織と専門機関が協力し合う、見守り活動が進んでいくよう支援します。

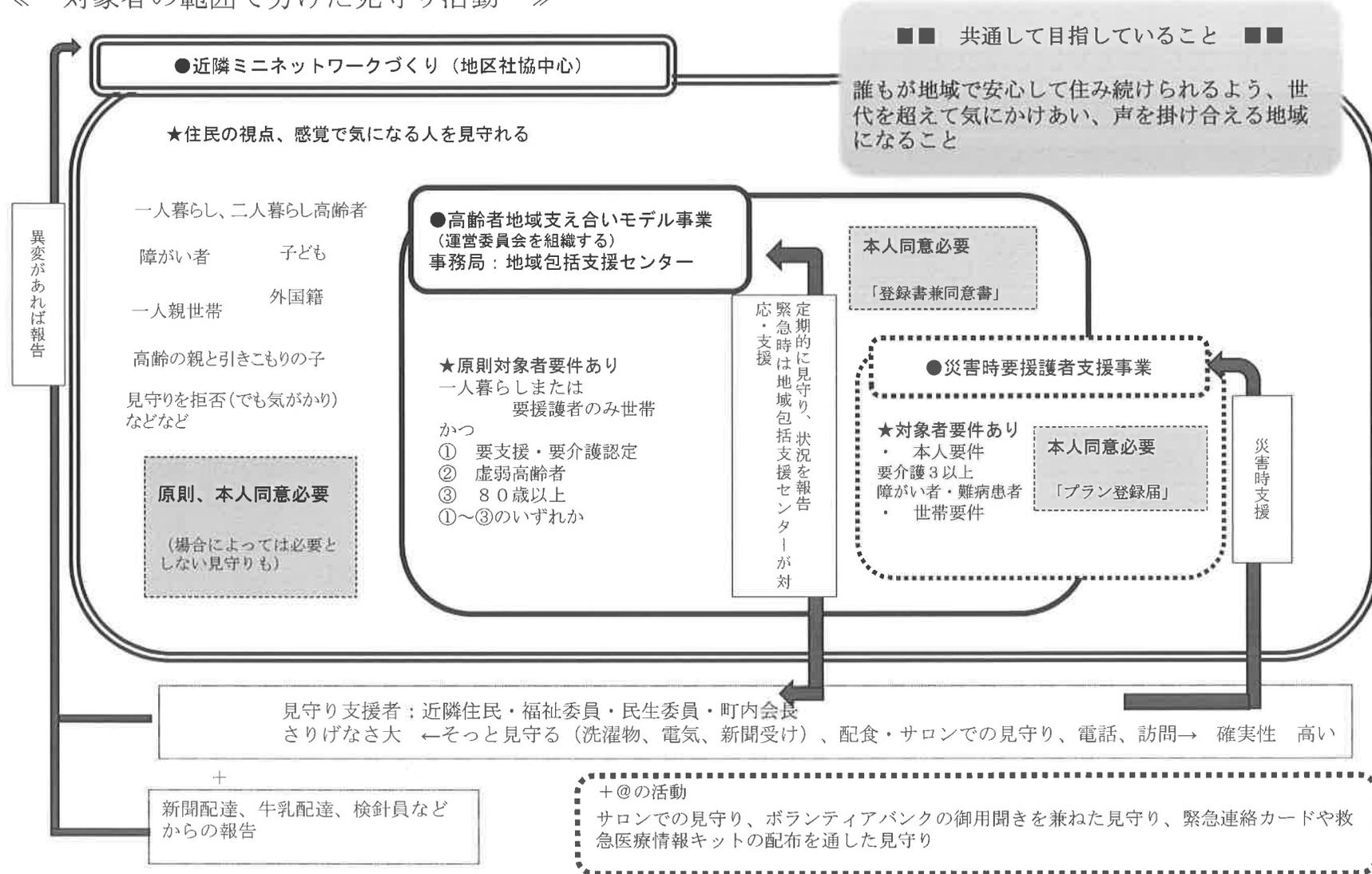
## ● 高齢者地域支え合いモデル事業との関係について

近ミニと高齢者地域支え合いモデル事業の関係性については、地域により、事業実施状況(実施方法、組織体制など)が異なる場合があるため、その地域の状況を注視し、把握した上で協力して進めていく。

「高齢者地域支え合いモデル事業」とは

- 1 小学校区を基本とし、住民を主体とした新たなネットワークを組織して取り組み、地域包括支援センターが事務局機能を担う。
- 2 見守り対象者の登録と、見守りの実施状況を報告し、見守り情報の一元化・共有化を図り、活動の現状評価や調整ができる取り組み。
- 3 見守り活動を基本としながらも、高齢者いきいきサロンの創設・充実等の高齢者の活動・交流の場づくりや、隣近所やボランティアによる助け合い、シルバー人材センターやNPOによる生活支援サービスへの繋ぎなど、ともに支え合える地域づくりを目指す。
- 4 福祉制度・介護保険サービスの利用情報等を地域包括支援センターに提供し、地域住民の見守り活動の調整や緊急時の支援に活用する。
- 5 地域包括支援センターが見守り対象者宅を年1回訪問し、生活状況等の確認を行う。

《 対象者の範囲で分けた見守り活動 》



## ● 高齢者地域支え合いモデル事業活用の意義・課題

意義：情報共有が図りやすい。

行政、専門職等と幅広いネットワークが築ける。

専門的な課題解決につながりやすい。

課題：同意が得られない方への対応。

高齢者以外の方への見守り、緊急時の対応。

見守る側の負担感の軽減。

(2) ふれあい・いきいきサロン  
(通いの場・関係づくりの場)

「サロン」と略すこともあります

# 成果

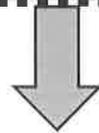
- ・サロン数の増加＝顔を合わせる場が増えた。

平成15年度	360サロン
～	
平成23年度	848サロン
平成24年度	880サロン
平成25年度	913サロン
平成26年度	965サロン

- ・参加者同士、参加者とスタッフなど、これまでつながりのなかった人との日常的な関係性ができた。
- ・地区内に町内会単位等、複数のサロン設置が進み、「歩いて行ける」が実現しつつある。
- ・より小さな単位のサロンが増えている。
- ・テーマ型サロン(カラオケ、畑仕事、料理、マーじゃんなど)が増えている。

取り組みの目的・視点

住民同士が顔を合わせ、  
なじみの関係をつくっていく場



《期待される効果》

相互の見守りになる！

顔見知りができ、その後の交流につながる！

町内会や地区社協への理解が深まる！

介護予防につながる！

● 住民同士をつなぐ場、居場所と思える場をたくさん  
つくりましょう。

人が集まる場がサロンです。

さまざまな主催者、多様な内容のサロン、カフェなどを、地区社協として  
育成・把握し、住民に知らせ、参加を促していきましょう。

● サロンの広報、ネットワークづくりをしましょう。

多様なサロンがあっても、これらを横につないでいけるのは地区社協だからこそ！サロン相互の交流や世話人の連絡会開催などにより、世話人のモチベーションやスキルの向上が期待されます。

- 一般介護予防事業(※)を活用し、高齢者のサロンの拡充を目指しましょう。

(※)

ボランティア等の住民が主体となって行う自主的な通いの場(介護保険法改正により新たに類型に加えられた)

## ■ 市・区社協としては・・・

- ・ サロンの運営や増設に関する相談に応じます。

例: 担い手育成、広報、連絡会など

- ・ 一般介護予防事業の活用について、地域からの相談に応じ、地域の取り組みを支援します。

(3) 地区ボランティアバンク  
(たすけあい・近助の活動)

「バンク」と略すこともあります

# 成果

## ・ボランティアバンク登録者の増加

平成15年度	3,847人
～	
平成23年度	8,385人
平成24年度	8,137人
平成25年度	8,765人
平成26年度	9,095人

- ・サロンや近ミニ、社協行事などの活動につなぐことができた。
- ・地区社協の活動が活性化し、理解、認知されるようになった。
- ・個別の援助依頼が入ってくるようになった。

## 取り組みの目的・視点

たすけあい(近助)のある地域づくり  
～困ったときに相談してもらえ  
地区社協をめざします～



## 《期待される効果》

困りごとが解決され、住民の安心につながる！  
ボランティア活動者が増える！

- ボランティア登録者には個別支援に限らず、地区社協活動や、まちづくりプランの実践者として活躍してもらいましょう。
- 安心して活動するために、ボランティア活動保険に加入しましょう。

## ●個別支援を進める場合

地区内でのたすけあいには、顔見知りの人が気にかけて、助けてくれる安心感があります。災害時には特に必要です。

(一方で)顔見知りの人には頼みにくい遠慮も生じやすく、せつかく体制を整えても、ニーズが入ってきにくい状況もあります。

## 解決策として

- (1) 近隣地区のボランティアバンクで協力しあう。
- (2) 有償の活動について検討する。
- (3) 住民主体の活動として位置づけられている、訪問型B(※)を活用し、住民主体によるたすけあい活動を進める。

(※)ボランティア等の住民が主体となって行う生活援助(介護保険法改正により新たに加えられた)

## ■ 市・区社協としては・・・

- たすけあいの活動に参画する人を増やすため、啓発活動を拡充します。
- 地区ボランティアバンクコーディネーターを育成します。
- 訪問型Bの活用(内容や方法)について、地域からの相談に応じ、地域の取り組みを支援します。

## (4) 福祉のまちづくりプラン (まちづくりの計画づくり)

「プラン」と略すこともあります

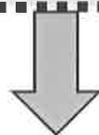
# 成果

- ・地域の課題が把握でき、解決策を導き出すことができた。  
地域住民が関わることで、地域の声をプランに反映できた。
- ・地域の諸団体や行政との情報交換が進み、連携がよくなった。
- ・住民の地域福祉に関する理解が深まり、地区社協活動等への参加者が増えた。
- ・地区社協の取り組み目標が明確化された。
- ・2次プラン以降に取り組む地域も出てきた。
- ・地域で新たな人材を見出すきっかけとなった。

	1次プラン(累計)	2次プラン(累計)	3次プラン(累計)
平成14年度	3か所		
～			
平成23年度	86か所	5か所	
平成24年度	97か所	7か所	1か所
平成25年度	102か所	11か所	1か所
平成26年度	106か所	16か所	1か所

## 取り組みの目的・視点

地域の歴史と課題を共有しあい、  
今後のビジョンを作っていく取り組み



## 《期待される効果》

地域住民が関わることで、地域への愛着心や、社協に対する理解、認知が深まり、地域の活性化につながる。

● 1次プランは全地区社協が策定しましょう。

1次プランを策定していない地区は策定を進めましょう。  
すでにプランを策定、実施している地区は、前回のプランを振り返り、次の計画の策定に取り組みましょう。

● プラン策定はプロセスが大変重要です。

- ・住民参加が重要です。
- ・P-D-C-Aサイクル(計画→実行→評価→改善)



## ■ 市・区社協としては・・・

- 未策定地区には策定に関する学習会の開催や策定地区の紹介等により、その地域に合ったプラン策定を支援します。
- 前回プランの評価を元に、次回プランの策定を支援します。
- より策定に取り組みやすいよう、助成方法について見直します。

(5) 地区社協活動拠点  
(活動をしやすいするための場づくり)

「拠点」と略すこともあります

# 成果

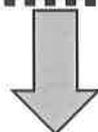
## 【拠点開設か所の推移】

平成7年度	13か所
～	
平成22年度	85か所
平成23年度	101か所
平成24年度	106か所
平成25年度	106か所
平成26年度	106か所

- ・地区社協の自主的な取り組みを経て、行政の「地域支えあい体制づくり事業」の活用により、平成23～24年度で飛躍的に開設箇所数が増加した。
- ・地域の人に気軽に寄っていただけるところようになった。
- ・役員相互や団体間の連携や意思の疎通が深まった。
- ・事務作業がスムーズに行なえるようになった。

取り組みの目的・視点

相談窓口や事務局など、さまざまな機能  
をもつ地域の拠点



《期待される効果》

いつでも立ち寄れる拠点ができたことで、役員間の  
意見交換が深まる。

## ● 活動拠点は全地区社協が設置しましょう

地域住民の拠り所となるように、設置しましょう。

拠点となる場所が無い地区は、他の地区の開設状況を参考にしましょう。

## ■ 市・区社協としては・・・

「場所の確保」だけでなく、常駐する「人の確保」、「運営経費の確保」が課題ということがわかりました。

- ・ 助成事業は継続します。
- ・ 拠点運営費の補助について、検討していきます。
- ・ 拠点整備ができていない原因を把握し、支援していきます。
- ・ 担い手の強化と結びつけて支援していきます。

2. これら小地域福祉活動の  
取り組みを市社協・区社協  
が支えます。

## (1) 活動の担い手

地区社協活動の担い手の増員が必要と考えています。

## 地域福祉推進委員の成果

- ・地区社協内の役員、他団体、区社協との連携がしやすくなった。
- ・連絡会を開催し、新たな取り組みの情報交換や視察、実践報告、テーマごとの協議、などを行なうようになった。

- 地域福祉推進委員は区社協と一緒に  
地域の課題解決(住みやすさ)に取り組みましょう。

## ■ 市・区社協としては・・・

- 地域福祉推進委員の役割を整理します。
- 地域福祉推進委員の育成プログラムを作成し、実施します。
- 1地区社協に複数名の設置(委嘱)と、そのための財源確保を検討します。
- まずはモデル地区を設置し、検証していきます。

## 福祉委員の現状

- ・当初は民生委員の補完的役割で見守り活動中心。最近設置した地区はサロン活動の協力者、災害時要援護者避難支援事業の協力者、会費徴収、広報紙配布、など、期待されている役割は様々。
- ・設置単位：町内会単位、●●世帯ごとにひとりなど。
- ・138地区中、61地区で設置済み。(44.2%)
- ・町内会等の推薦によって、地区社協会長が委嘱するという位置づけ。
- ・福祉委員とは名づけず、同様の役割を別団体に依頼している地区もある。

## ● 地域の必要に応じて福祉委員の設置を進めましょう。

- ・福祉委員は、小地域福祉活動を進める上での、住民参加（担い手）の1つの手段であり、活動参加者のすそ野を広げていくことができます。
- ・福祉委員という名称にこだわる必要はありません。

なお、平成27年度から、民生委員協力員制度が始まっています。

民生委員協力員を設置する地区では、協力し合うというスタンスでの役割整理が必要です。

## ■ 市・区社協としては・・・

- ・ 福祉委員の基本的な設置意義、役割等を具体的に示し、推奨していきます。

## 事務局の成果

- ・活動が整理され、計画性のある活動がしやすくなった。
- ・書類提出や管理がスムーズになった。
- ・広報活動が充実してきた。

## ●事務局機能を強化しましょう。

これまで紹介した取り組みを実施するには、事務局機能強化が重要です。

## ■ 市・区社協としては・・・

- ・ 事務局の役割を整理します。
- ・ 拠点に常駐スタッフを置き、その経費を拠点のランニングコストに含むことを検討します。

## (2) 助成金

従来の助成金は堅持しつつ、先駆的・開拓的な取り組みを支援します。

# 現状

## ・地区社協助成金

広島市補助金(運営費助成)・・・6万円

共同募金配分金(事業費助成)・・・ $\text{募金実績割額} = \frac{(\text{募金額} \times 50\%) - \text{均等割額総額}}{\text{地区募金総額}} \times \text{各地区募金額}$

・新・福祉のまちづくり総合推進事業助成金・・・15万円

・福祉のまちづくりプラン策定支援事業助成金・・・2年間で8万円

・地区社協活動拠点整備事業助成金・・・開設日数と機能により  
1.5万円、3万円、5万円

## ■ 市・区社協としては…

- 行政施策や、財団助成などの情報発信を積極的に行います。
- 自主財源を活用した申請方式による新たな助成金の創設を検討します。
- 先駆的、開拓的な取り組みへの助成については、基準、ガイドラインを決め、示していきます。
- 自主財源の更なる確保のために、活用実績を示し、寄付や会員加入を促します。

### (3) 最後に

- これら小地域福祉活動をすすめる基盤となる、町内会加入促進のために、さらに知恵を出し合いましょう。
- これまでの歴史ある小地域福祉活動(住民活動)を評価し、発展させていくために方針を定めました。この方針に沿って、地域と共に考え、取り組む市・区社協職員(ワーカー)の育成、スキルアップを図ります。

★ 広島市を住民一人ひとりが主役となった「ささえあいのまち」とするため、ともに協力しあいましょう。